

静岡市青少年育成センターだより

令和5年度 第9号

みらい

静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町 6-8

☎:354-2616 / ☎:352-7732 / E-mail:seishounen@city.shizuoka.lg.jp

http://www.city.shizuoka.jp/000_000063.html

高校生まちづくりスクール(プロジェクト編)公開プレゼン

当課では平成29年度から、『高校生まちづくりスクール(通称:まちスク)』を開催しています。「地域についてもっと知りたい!」「自分にできることを探したい!」「身の回りの社会のことについて、同年代の仲間と話したい!」そんな高校生が集まって、まちづくりへの第一歩を学び合います。自分の興味関心を基にまちと関わり、まちと自分とのつながりを深めていく全6回の講座です。

今年度の『まちスク』は、10名の高校生がそれぞれで感じるまちの課題を解決するため、個人やグループでテーマを設定し、約半年間活動してきました。テーマに関わりのある団体や施設へインタビューに行ったり、プロジェクトを考案・実践したりしてアドバイスをいただきました。

11月23日(木・祝)の最終回では公開プレゼンを行い、それぞれのテーマについて、これまでの活動のプロセスや成果、今後の計画について報告し、半年間の活動を振り返りました。



講座の様子

【今年度の活動テーマ】

- ・若者のやりたいこと探し
- ・スポーツ広場を作るために…
- ・清水銀座商店街～商店街の盛り上がりを戻そう～
- ・楽しく学ぼう防災交流
- ・「静岡の未来を創る」高校生政策立案コンテスト
静岡市を政治参画率トップの街へ



「まちスク」について、詳しくはQRコードから市HPをご覧ください! →



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられていますので、自動車と同じ車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端を走行します。

歩道を通行するのは例外です。「普通自転車歩道走行通行可」の標識があるときや13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときなどは、例外として歩道を通行できます。

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

(警視庁 交通総務課 交通安全対策第二係hpより抜粋)

歩車分離やスクランブル交差点では、歩行者用信号が青になり歩行者だけが通行できる時間帯が設けられます。このとき自転車で通行したい場合で歩行者の通行を妨げる恐れがあれば「自転車を降りて歩く」ことが求められます。

警視庁では、「自転車安全利用五則」を設けて、自転車の交通安全を呼び掛けています。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(警視庁 交通総務課 hpより)

自転車反則金 16歳以上案 が検討されています

自転車の交通違反に対し、青切符を交付して反則金を納付させる制度の導入を検討している警視庁が、適用年齢を16歳以上とする案を取りまとめました。違反行為の対象となる行為には、「信号無視」「指定場所一時停止」「遮断踏切立ち入り」「携帯電話使用」などが例示されました。

警察庁が検討する自転車の違反行為
取り締まりの流れ ※警察庁による

